

あなたの  
疑問に  
答えます

# 教えてJAさん！Q&A

A

Q

遺言書の作成が、相続対策に効果的だと聞きました。遺言書を作ることのメリットとデメリットを教えてください。

(伊勢市 62歳・男性)

遺言書を作成することで、相続争いを防ぐことにならざるなどのメリット、専門的な知識が必要になるなどのデメリットがあります。

〔遺言書の有無で  
何が変わる？〕

〔に相続させる」等の記載が  
必要です。〕

〔遺言書作成の  
メリット〕

〔遺言書作成の  
デメリット〕

遺言書は、法的効力のある書面です。民法の規定により、法定相続分よりも遺言書による指定相続分が優先されるため、遺言書があれば原則として遺産分割協議は不要となり、金融機関や役所、法務局等での手続きがスムーズになります。

ただし、すべての財産が遺言書に記載されていることが明確でなければ他にも財産が存在する可能性を否定できないため、遺言書には「その他一切の財産は○○

〔遺言書を作成することで、理想通りの財産分配が可能になります。遺言書がない場合は、遺産分割協議が必要になります。遺言書がない人、その際には亡くなつた人の意思が相続人全員に伝わらないことがあります。また、公正証書遺言ではこのような心配は無用ですが、作成費用と手間がかかります。〕

〔自筆証書遺言の作成には専門的な知識が必要で、形式上の不備により無効になるという心配もあります。一方、公正証書遺言ではこのようない心配は無用ですが、作成費用と手間がかかります。〕

〔また、相続人全員が合意すれば、遺言内容と異なる分割が可能であることも認識しておく必要があります。〕

〔それでもデメリットを上回るメリットがありますので、検討する際にはお近くのJAまでご相談ください。〕

きくなります。

特に農地等がある場合は、當農の意思がある相続人を確認し、遺言書によりスムーズに承継させることが大切です。都市近郊の農地で転用が比較的容易な場合、遺言書がなければ、遺産分割協議の際に一部の當農する気のない相続人が転用目的で取得を希望することもあり得ます。

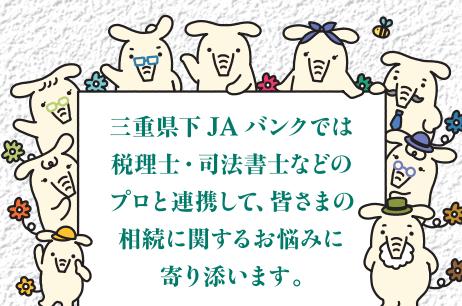
## 相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の一般的な相談

相続税の概算の試算

生前対策に関する相談

遺言信託に関する相談<sup>(※)</sup>



三重県下JA銀行では  
税理士・司法書士などの  
プロと連携して、皆さまの  
相続に関するお悩みに  
寄り添います。

※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JAみえきた／JA鈴鹿／JA津安芸／JAみえなか／JA多気郡／JA伊勢／JAいがふるさと  
※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。